

モータースポーツ審査委員会規定

1990年10月23日制定
1993年7月21日改定施行
1994年5月20日改定施行
1997年12月5日改定
1998年1月1日改定施行

第1条 目 的

モータースポーツ審査委員会（以下「委員会」という。）は、モータースポーツ中央審査委員会の下にあって、独立して、自動車競技に関連して発生した紛争を審査し裁定することを目的とする。

第2条 任 務

委員会の任務は、次の通りとする。

1. 競技規則違反に関する調査、審問、罰則の裁定およびその執行
2. 抗議または控訴に関する審問、裁定およびその執行
3. F I A国際控訴審判所 (International Court of Appeal) への提出書類の作成 (F I A国際控訴審判所 (I C A) 規則)
4. 前各号に関連する事項

第3条 委員会の構成

1. 委員会の委員(以下「委員」という。)は、J A F会長が、法律専門家または学識経験者の中から、理事会の承認を得て5名以上を委嘱する。
なお、モータースポーツ審議会委員またはモータースポーツ専門部会委員は、委員になることはできない。
2. 委員長は、J A F会長が委員の中から指名する。

第4条 委員の任期

1. 委員長および委員の任期は1年とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。

2. 委員長および委員の再任は妨げない。
3. 補充による委員長および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

第5条 委員会の召集、議事

1. 委員長は、必要と認める場合、委員会を召集し議長となる。委員長に事故ある場合は、J A F会長が委員の中から議長代行を指名する。
2. 委員会は、3名以上の委員の出席（委任状による出席を含む。）により成立する。
3. 委員会に欠席する委員は、議長、議長代行または出席委員1名に議決権の行使を委任することができる。なお、議長および議長代行を除き出席委員は1名で欠席委員2名以上の委任を受けることはできない。
4. 議事は、出席委員（委任状による出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長または議長代行がこれを決する。

第6条 事 務

委員会の事務は、J A Fモータースポーツ部が取り扱う。

第7条 施行、改定

1. 本規定は、1998年1月1日より施行する。
2. 本規定の改定は、J A F理事会の議決による。